

福島第一原子力発電所構内のダストモニタ警報発生時の県の対応 (モニタリング強化と関係機関への連絡)

平成26年9月10日
福島県放射線監視室

県では、福島第一原子力発電所から構内ダストモニタの警報発生等の連絡を受けた場合、モニタリングを強化するとともに、関係機関等への連絡を行う。

1 県が行う原子力発電所周辺監視モニタリング体制

- (1) 空間線量率・・・モニタリングポスト 32地点
 - ・測定データをオンラインで収集する県テレメータシステムにより10分毎に異常の有無を判定する24時間監視
- (2) 大気浮遊じん・・・連続ダストモニタ 13地点
 - ・連続集じんを行い、6時間毎に自動ろ紙交換(4試料/日)
 - ・通常、集じん後のろ紙は1ヵ月毎に回収し、ゲルマニウム検出装置で放射性セシウム等を分析
 - ・また、連続ダストモニタ本体で、集じん後のろ紙の全 α 及び全 β 放射能を自動測定(測定終了は12～18時間後)
- (3) 気象(風向・風速)・・・13地点(12地点は連続ダストモニタと併設)

2 県においてモニタリングを強化する対象事象

- (1) 東京電力からの通報連絡(安全確保協定、原災法第25条)
 - ①敷地境界モニタリングポストでの線量率上昇(通常値から $2\mu\text{Sv/h}$ 以上)
 - ②構内ダストモニタの警報発生(高高警報= 100Bq/m^3)
- (2) 県モニタリングポストにおける異常値
 - ①空間線量率の上昇(10分値において通常値から $0.1\mu\text{Sv/h}$ 以上)

3 県によるモニタリング強化の概要

- (1) 空間線量率
 - ・モニタリングポストの時系列データの変動状況の確認
- (2) 大気浮遊じん(放射性セシウム濃度)
 - ①連続稼働しているダストサンプラー(19地点)からの集じんろ紙回収
 - ②可搬型ダストサンプラーの追加設置
気象データやSPEEDI予測で、飛散がより広範囲となる場合等に実施

4 県によるモニタリング結果の関係機関への連絡

(1) 連絡事項（判明した時点で順次連絡し、定期的に更新する。）

- ①県モニタリングポストにおける空間線量率（10分値）
- ②大気浮遊じん中の放射性セシウム濃度等
- ③気象観測データ、SPEEDI予測図（発生時刻の単位放出）
- ④モニタリング強化の実施状況

(2) 関係機関

- ①関係13市町村
- ②OFC放射線班（原子力規制委員会）→ さらにOFC機能班・関係省庁
- ③庁内関係課（農業振興課、食品生活衛生課等）、地方振興局
- ④東京電力（福島広報部）

5 モニタリング結果の県民、報道機関への情報提供

国原子力災害現地対策本部と連携し、報道機関等へ情報提供を行う。

県ホームページでは、1号機建屋カバー解体等に関する専用ページを立ち上げて情報発信を行うとともに、モニタリングを強化した場合には、速やかな公表を行う。

(1) 第1報の内容

- ①発生事象の状況と国の確認結果
- ②空間線量率の変動の有無、変動の確認された地域
- ③気象データに関する情報
- ④国・県の対応状況（追加モニタリングの実施状況）

(2) 第2報以降の内容（気象による拡散状況に応じて実施）

※第1報の内容について、その後の最新情報を追加

(3) 結果とりまとめ報告の内容

※これまでの公表内容について、大気浮遊じん中の放射性セシウム濃度の結果や、敷地外への影響の状況を追加

以上